

## 日田市公式 Facebook 運用基準（マニュアル）

### 1 運用基準について

この運用基準は、日田市ソーシャルメディア運用ガイドラインに基づき、各課の職員が職務の一環として市公式情報を提供する公式 Facebook ページの運用を行うための基本的なルールを定めるものである

### 2 Facebook ページ開設の目的

Facebook が持つ即時性、拡散性を生かすことで情報の伝播効果を期待し、市政などに関するさまざまな情報を、Facebook ページ機能を使って積極的に発信することを目的とする。

### 3 Facebook の概要

Facebook は、インターネット上で利用されている SNS（ソーシャルネットワークサービス）で、実名で登録する点が特徴である。

#### 【用語解説】

Facebook ページ：Facebook 機能の一つで、個人や団体（組織）の情報を提供できるもの

「いいね！」機能：Facebook ページに投稿した内容や写真などに対し、気軽に共感を伝える機能。「いいね！」ボタンをクリックすると、それが Facebook 上の友達に伝わる仕組みになっている。

コメント：Facebook ページに投稿した内容や写真などに対し、閲覧者が意見を書き込むこと。

### 4 ページの管理

- (1) 公式 Facebook ページの運用を開始する際、原則として所属単位でアカウントを取得することとする。アカウント名は「日田市〇〇課（〇〇はページ運用を開始する主管課の名称。以下同じ。）」とすること。
- (2) 各課は、公式 Facebook ページの運用を開始する際、「〇〇課ページ運用者（所属長がその任にあたる。以下「運用者」という。）」を置き、各課の公式 Facebook ページに掲載する情報について、その責任を負うものとする。また、「〇〇課投稿者（以下「投稿者」という。）」を置き、投稿者は Facebook ページの作成及び全体的な事務にあたること。
- (3) 公式 Facebook ページに投稿した画像等に写っている個人や団体などから削除の依頼があった場合、運用者の判断で削除すること。

### 5 発信内容

行政情報、日田市内でのイベント（市または地域団体等が主催）、その他課内で協議し、情報発信が必要と認められたものについて発信することとする。

また、市からのお知らせやイベント情報、募集記事などの情報を分かりやすく積極的に発信すること。

## 6 情報発信

- (1) 情報発信については、行政情報であることを意識し内容の正確性を確保するとともに誤解を招く表記を避けるため、原則として「日田市事務決裁規程」に準じ、運用者の承認を受けることとする。ただし、次に掲げるものについては Facebook の特性や情報発信の即時性を考慮し、投稿者の判断によって情報発信できるものとする。
  - ① すでに周知されている事項について、再度、または詳細な内容を発信する場合
  - ② イベントなどの現況や結果などを発信する場合
  - ③ 法令などで定められている内容を発信する場合
- (2) 情報の発信は、原則庁舎内に設置している市の端末のみを使用することとする。ただし、庁舎外でのイベント等の情報を、即時に発信することによる有効性が高まると考えられる場合は例外的に市の端末以外の利用も認める。
- (3) 市公式ホームページの「新着情報」に掲載する情報は、公式 Facebook ページでも発信すること。

## 7 投稿における禁止事項

下記の事項に該当する内容の投稿（リンクを含む）を禁じる。また、利用者からのコメントが下記の事項を含んでいた場合、総括管理者が事前に通告することなく投稿の削除や利用制限を行うものとする。

- (1) 特定の個人を誹謗・中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの
- (2) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (3) 本人の承諾なく個人情報の特定・開示・漏えい等プライバシーを侵害するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがある内容
- (6) 意思形成過程の情報を含むもの（市が意見等を求める場合を除く）
- (7) 著作権、商標権、肖像権など知的所有権を侵害するもの
- (8) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似するもの
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (10) 有害又は違法なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むページへのリンク

## 8 「いいね！」への対応

公式 Facebook ページへの「いいね！」については、原則、拒否（ブロック）しない。

## 9 コメントへの対応

コメントに対しては、原則返信しないものとし、投稿する記事の文末には、以下のとおりその旨と市公式ホームページの問い合わせフォームへの誘導文を記載すること。

当ページコメント欄にいただきましたご意見、お問い合わせに対しましては、個別対応は原則行いませんので、ご了承ください。ご意見につきましては、市ホームページ「お問い合わせ」(<http://www.city.hita.oita.jp/cgi-bin/inquiry.php/15>)からお願いいたします。

ただし、6(1)の各号を満たし、即時かつ正確に回答ができるものについては、運用者の判断で、直接返信コメントせず、全体に向けて情報発信すること。

## 10 知的財産権

- (1) 公式 Facebook ページに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権（商標権、著作権等全ての権利）は、日田市に帰属する。
- (2) 当ページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

## 11 個人情報

- (1) 公式 Facebook ページでの個人情報の収集・利用・提供・管理は、「個人情報の保護に関する法律（法律第57号）」等に基づき適切に取り扱う。
- (2) 当ページとつながりを持つユーザーのプライバシーを守るため「いいね！」リスト（常に当ページを閲覧しているユーザーリスト）を非公開にする。また、個人アカウントへの「友達招待」などの機能を使用しない。

## 12 その他

投稿は、Facebook 利用規約や Facebook ページ利用規約（※）に従わなければならない。

情報発信年間報告書で、情報発信の頻度が著しく少ない（月2～3回程度）場合は、Facebook の運用を停止し、日田市公式 Facebook での情報発信に移行させることもある。

（※）

- ・ Facebook 利用規約 <https://www.facebook.com/legal/terms>
- ・ Facebook ページ利用規約 [https://www.facebook.com/page\\_guidelines.php](https://www.facebook.com/page_guidelines.php)

## 13 適用

この運用基準は、平成27年10月1日から適用する。

平成30年7月1日 一部改定

令和2年2月25日 一部改定

令和5年4月1日 一部改定